

第12回 AI時代における民事司法を考える研究会

日時：令和8年6月26日（金）18:00～19:30

場所：公益社団法人商事法務研究会会議室（オンライン併用）

議事概要

（AI時代における司法の在り方とその課題について）

- 研究会資料15の59ページの「司法アクセスの更なる拡充策を真剣に検討すべき」との部分については、民事訴訟の新受事件数は近年減少傾向にあることを踏まえると、国民の裁判を受ける権利をいかにして保持するかが重要であり、「司法アクセスの維持・拡充策」とするべきではないか。
- 研究会資料15の60ページの「適正な手続の下、当事者と裁判官が同じ場で人間として対話することによって紛争を解決する」との部分については、記載内容は異論がないが、ウェブ会議なども含めると「同じ場」といえるのか。
- 「場」という表現は、物理的な場とは限らず、ウェブ会議も含むものといえることから、現在の表現でよいのではないか。
- 研究会資料15の61ページの「構造的権利侵害を是正するどころか、増幅・固定化させる結果を招く」との部分について、このような文脈では、AIによる「差別の再生産」という言葉がしばしば用いられるところでありそのような表現を加えることも検討してほしい。
- 研究会資料15の59ページの脚注22における「ノイズ」としてイメージしているものが同一なのか疑問がある。脚注22では、アメリカのようにある意味自由に個性を発揮するような裁判官像に対する釘刺しとして「ノイズ」という表現が用いられているようにも思えるが、日本の裁判官は、どちらかというとそのようなことが少ない、良くも悪くも画一的であることをよしとしてきたのではないかという気がする。そうすると、日本では、AIが「ノイズ」を少なくすることを好意的にのみ捉えることができるのかはやや気になるところで、むしろ日本では「ノイズ」を必要とするような事案に耳を傾けるべき余力を作り出すためにAIが意味を持つという文脈もあり得るのではないか。
- 上記指摘は、脚注22というよりも、本文における「民事司法の質の…均質化」という表現が、民事訴訟の内容をコントロールするようで強い表現にみえるということではないか。そこで、「民事司法の標準化・均質化」とすれば、「ノイズ」も民事訴訟の内容ではなく、合理的理由なく標準的な審理期間を超えて審理をするような望ましくない変動を意味

する旨が分かりやすくなるのではないか。

- 研究会資料 15 の 64 ページの「基礎的な法的知識の涵養には、一定程度の反復訓練による基礎概念の暗記等が A I 時代においても依然として重要であるとの意見もあった」との部分について、まず、法的知識の涵養という表現が日本語としておかしいのではないか。また、基礎概念の暗記等をそこまで強調する必要はないのではないか。さらに、その次の段落で、closed-book exam の重要性はそのとおりであるが、その後の「試験内容としても、A I の出力内容に対する検討を求めるような問題を出すなどの工夫が考えられるのではないか」との表現は、かなり性質を異にするものである。まず A I を用いずにどのように判断するのかという能力をトレーニングしていく必要があるということ、他方で、今後は実務家として業務を行うに当たって A I 利用が必要となってくるものと思われるため、A I の出力について批判的に見ることが出来るかの能力も必要である。これらは区別した上でこれが明らかになるような形で書き方を工夫した方がよい。
- 研究会資料 15 の 66 ページの「弁護士・司法書士等の研修」に関し、リーガルテックを積極的に導入している弁護士事務所においては、これまで若手弁護士が担当してきた比較的単純な業務は、A I に任せるようになってきているため、若手弁護士の研修が課題となっているというような話も聞く。弁護士・司法書士についても、若手を育てるという観点が重要であり、そのような観点からの記述が必要ではないか。
- 弁護士・司法書士において、若手に対する研修が必要となってくことに異論はない。また、若手のみならず経験豊富な弁護士・司法書士についても研修を行っていく必要性があると考えている。
- 弁護士・司法書士に対する研修には、経験豊富な弁護士・司法書士に対するリスキリングを含む A I リテラシーの涵養等の観点と、A I 時代以前であれば、業務を通じて自然と培われてきた高度の法的専門性を維持・向上させるための若手の育成という観点とがあるのではないか。A I の技術的進展の急速さや、A I が法や法律実務家に与える影響の甚大さに照らすと、研修の在り方等について継続的に議論をするべきではないか。
- 研究会資料 15 の 66 ページに、「研修の在り方等を検討していく必要があるのではないか」と記載されているが、「自律的・継続的に」という表現を追加してほしい。
- 研究会資料 15 の 30、31 ページでは、訴訟代理人の役割に与える影響として丁寧な記載があるが、弁護士・司法書士の研修の場面では記載があっさりとしており、アンバランス感もある。弁護士・司法書士の研

修につき、訴訟代理人の役割に与える影響の議論・記載を踏まえた表現とすべきではないか。

- 研究会資料 15 の 64 ページの「そして、基礎的な法的知識の涵養」から始まる一文については、その前の文において、基礎的な法的知識、これを前提とした法的思考力、批判的思考力を涵養するための教育は、今後の法曹養成の中核であり続けるべきとされ、そのことが含意されていると思われるので不要ではないか。
- 研究会資料 15 の 65 ページの米国の司法試験に関する部分については、批判的視点というよりは、実務で求められる批判的な思考能力を測る試験といった方がよいと思う。
- 研究会資料 15 の 64 ページの「A I による出力内容を鵜呑みにせず、その妥当性を批判的に検証する能力はこれまで以上に重要となる」の後だが、A I に頼らないで、基礎的な法的知識を正確に理解し、説明できる能力とか、これを前提とした法的な思考力や批判力を涵養するための教育などとするのはどうか。
- 研究会資料 15 の 64 ページの「ア 法曹養成」の部分については、法曹養成を担っている大学（法科大学院）、司法研修所、その間にある司法試験について、それぞれが自己批判的にその在り方等を検討していくことが重要であり、現在の記載も、そのような批判的な検討の手がかりとなっているものと考えている。

（「第 8 おわりに」について）

- 研究会資料 15 の 67 ページに「言語化」という表現が 2 回登場するが、これらについては、単に言葉にして言えばよいということではなく、実質を伴った理解、説明、再考といったタームがよりふさわしいのではないか。
- 法律実務家の価値や役割の「言語化」を迫られることとなったという部分については、実際にこの研究会においてそのような場面があったと考えており、このままの記載でよいのではないか。他方で、法や裁判、法律実務家の価値や役割を見つめ直し、その内実を「言語化」とするという部分については、「内実を再構成する」ではどうか。
- 「再構築」という言葉とすると、スクラップアンドビルドというように全部フラットにして構築し直すというイメージになるが、リーガルマインドなど言語化できない点はまだ議論が残っており、「再構築」には至っていないのではないか。
- ここでの議論は、当事者・国民などの法律実務家等以外の人に対して、そのような外部の視点から、法律実務家等の価値や役割を明らかにして

いくことによって、国民の信頼を高めていくということではないか。このような観点から表現ぶりを検討してはどうか。

- 研究会資料 15 の 67 ページに「司法アクセスの拡充」とあるが、「AI 時代における司法の在り方とその課題について」の箇所と同様に、「司法アクセスの維持・拡充」としてほしい。
- 研究会資料 15 の 66 ページの(2)の 6 行目の「裁判官、弁護士・司法書士といった法律実務家」とあるが、弁護士・司法書士以外の法律実務家もここでの議論と無関係でないことを示すには「裁判官、弁護士・司法書士を始めとする法律実務家」などの表現にしてはどうか。

(取りまとめ等の座長一任について)

本日の議論を踏まえた修正を含め、取りまとめの修正については、座長に一任された。また、取りまとめの概要をまとめた資料を作成することとされ、その作成・公表についても、座長に一任された。